

経緯

平成24年7月10日の閣議決定により、航空機に搭載する無線局の定期検査制度等について、国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得ることとされたことを受け、検討会を早急に立ち上げ、平成24年度中に検討・結論を得ることとなった。

緩和に向けた対応案

今般の閣議決定において、以下の3項目について、平成24年度中に検討・結論を得ることとされた。

① 航空機無線設備の検査項目の国際基準との整合

国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、電波法が規定する航空機無線設備の検査項目のうち、「電気的特性の点検」(ベンチチェック)及び「総合試験」(フライトチェック)について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。

② 航空機無線設備の定期検査制度の見直し

国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、電波法が規定する航空機無線設備の定期検査について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。

(参考)

上記措置までの間、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて検討を行っている「電気的特性の点検(ベンチチェック)の周期延長」について、早急に措置する。

③ 航空機無線設備の製造番号登録制度の見直し

国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、航空機に搭載する無線設備の製造番号登録制度について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。